

特定技能の受入れ見込数の再設定及び 対象分野等の追加（案）

出入国在留管理庁 警察庁 外務省 厚生労働省
農林水産省 経済産業省 国土交通省

特定技能制度概要

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：208,425人（令和5年12月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：37人（令和5年12月末現在、速報値）

（特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、
（12分野）自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（介護分野以外は特定技能2号でも受入れ可）

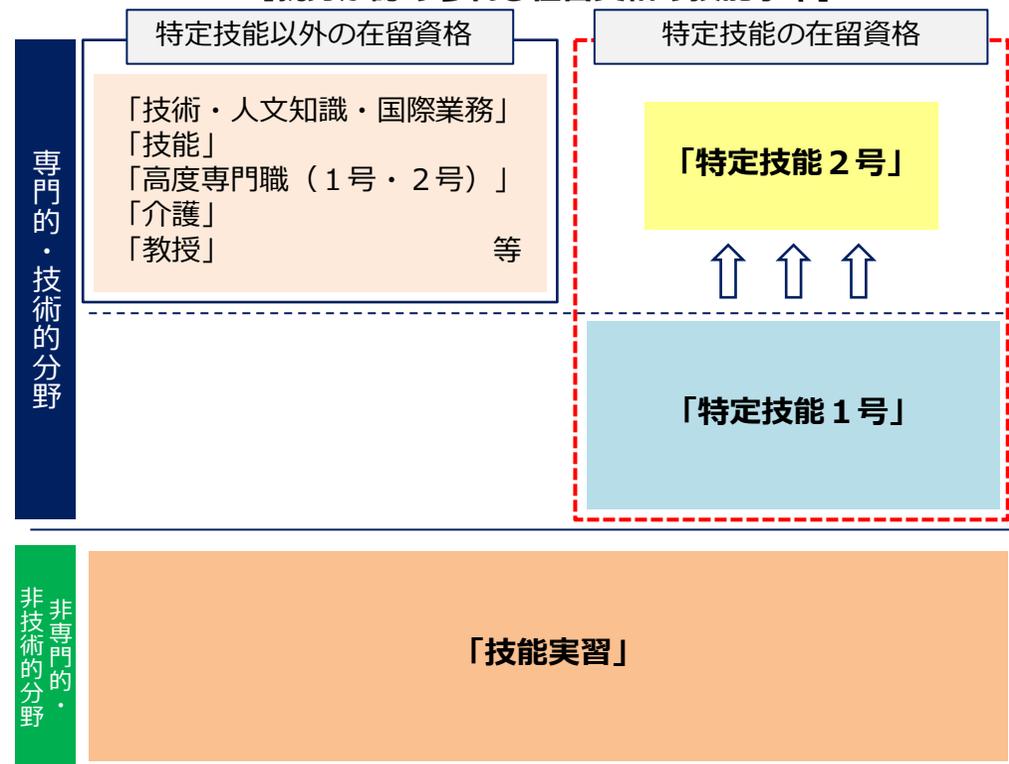
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



現在の特定産業分野及び受入れ見込数一覧

	分野名	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）(注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 〔3業務区分〕	直接
国土省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6業務区分〕	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	1,300人	航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング、航空機整備）	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等） 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	11,200人	宿泊分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
農水省	農業	36,500人	1号農業技能測定試験（耕種農業全般、畜産農業全般）	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	6,300人	1号漁業技能測定試験（漁業、養殖業）	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等） 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1業務区分〕	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 〔1業務区分〕	直接

受入れ見込数の再設定の必要性

受入れ見込数の再設定の必要性

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定められており、これを受けて、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数が記載されている。
- 現在の受入れ見込数は、令和元年度からの5年間の数値であり、その期限が今年度（令和5年度）末に到来する。
- そこで、本年度中に、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定する必要がある（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

次期受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

受入れ見込数の現状及び次期受入れ見込数

(人)

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					208,425
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					345,150
現行の受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数(※2)	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直しを行った後の数値。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。

対象分野追加の方針案①

対象分野追加の必要性

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）（抜粋）
生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業について、在留資格「特定技能1号」や「特定技能2号」の対象分野の追加について2023年度中に検討し、結論を得次第速やかに措置を講ずる。
- 業種を所管する省庁からの要望
現行の特定産業分野以外の業種でも人材確保が困難であるとして、業種を所管する省庁から特定技能の対象分野への追加の要望あり

対象分野追加案の概要

現状

12分野

方針

16分野

既存の3分野に新たな業務等を追加。新規で4分野追加

- : 新規分野
- : 新たな業務等を追加する既存分野
- : その他既存の分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野
農業分野	漁業分野	外食業分野	工業製品製造業分野 ※1	造船・舶用工業分野 ※2	飲食品製造業分野 ※3
自動車運送業分野 ※4	鉄道分野 ※4	林業分野 ※4	木材産業分野 ※4		

- ※1 分野名を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業」に変更、業種を追加。新規追加業種では1号特定技能外国人のみ受入れ可能。
- ※2 区分を整理し、造船・舶用工業に必要となる各種作業を新区分に追加。新区分でも2号特定技能外国人が受入れ可能。
- ※3 食料品スーパーマーケットにおける惣菜等の製造も可能とする。新たな業務においても2号特定技能外国人が受入れ可能。
- ※4 新規分野については、1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

※育成就労制度の導入に併せた分野追加等は別途検討予定

対象分野追加の方針案②【新規分野】

新規分野の業務内容等の詳細

- 今回追加希望が示されている新規分野は**特定技能 1号**のみ受入れ可能とする。
- 新規分野等においても、特定技能 1号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課すこととする。

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者 (3業務区分)	自動車運送業分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (「業務内容等」のうち、青字についてはN3以上)	—	※1
	鉄道	運輸係員(運転士、車掌、駅係員)、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備 (5業務区分)	鉄道分野特定技能1号評価試験		軌道整備：鉄道施設保守整備 車両製造：機械加工等8職種19作業 車両整備：鉄道車両整備	—
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等 (1業務区分)	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。	※2
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等 (1業務区分)	木材産業特定技能1号測定試験		木材加工	

- ※1 日本の運転免許の取得等(バス運転者及びタクシー運転者については、外免切替及び第2種免許の取得並びに法令で定める新任運転者研修を修了したこと、トラック運転者については外免切替)が要件。日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間においては、運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「特定活動」(バス運転者及びタクシー運転者については1年・更新不可、トラック運転者については6月・更新不可)で在留を認める。
特定技能所属機関の要件として、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等を求める。
- ※2 協議会において協議が調った事項に関する措置を求める(安全対策等を想定)。

対象分野追加の方針案③【既存分野への業務等追加】

既存分野への業務等追加の詳細

	分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の受入れ	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
経済産業省	工業製品製造業	紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本を新たな業務区分として追加。 既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含める。	<ul style="list-style-type: none"> ・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・陶磁器製品製造 ・紡織製品製造 ・縫製 ・RPF製造 ・印刷・製本 〔10業務区分〕	新規追加業種は特定技能1号のみ受入れ可。	繊維・衣服関係等 (21職種38作業)	※
国土交通省	造船・舶用工業	業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大し、造船・舶用工業に係る必要となる各種作業を新たな業務区分に追加。	<ul style="list-style-type: none"> ・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器 〔3業務区分〕	新たな業務区分でも2号特定技能外国人が業務に従事可能。	とび、配管等 (8職種11作業)	—
農林水産省	飲食料品製造業	特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造も可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1業務区分〕 ＊業務区分の変更なし	新たな業務においても、2号特定技能外国人が業務に従事可能。	＊新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。	—

※協議会入会要件等として以下の内容を定める。

- ・ 繊維工業（紡織製品製造区分及び縫製区分）については、①国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること、②勤怠管理を電子化していること、③パートナーシップ構築宣言を実施していること、④特定技能外国人の給与を月給制とすること。
- ・ 印刷・同関連業（印刷・製本区分）については、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること。
- ・ こん包業での受入れについては、日本梱包工業組合連合会に所属していること。

令和6年3月下旬

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定（予定）

閣議決定（予定）

令和6年4月以降

関係省庁

- ・ 省令・告示の公布、施行
- ・ 試験の作成・準備
- ・ 試験概要等の公表、周知

外国人本人

受験準備

受入れ機関

受入れに向けた諸準備
(企画・立案、面接、雇用契約等)

新規分野における特定技能の試験開始

※技能実習ルートの場合、試験免除

試験受験



合格

特定技能の在留資格取得